

藤枝市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 手続フロー

令和4年4月1日改訂

<環境政策課>

<その他>

届出前の準備

届出・申請

【対象事業】

・事業区域面積が1,000㎡以上 ・発電設備の高さが15mを超える

【事前相談】

手戻りを防ぐため、下記資料を作成の上、
・周知計画書（第4号様式） ・広告、縦覧、説明会資料案
事前に環境政策課へ下記事項の相談をお願いします。
・周知範囲 ・広告、縦覧、説明会の内容

【事前相談】

○都市政策課
・土地利用
・景観条例
○農業振興課
・農地転用

【抑制区域の確認】

上記2課＋
○農業振興課
○河川課
○大規模災害対策課
○文化財課

2週間程度

【広告・縦覧の実施】

【説明会の開催】

同時並行して、それぞれの手続を進めていただく必要があります。

【届出】

以下の必要書類を環境政策課へ提出してください。
①第1号様式から第6号様式、土地登記事項証明書
②その他市長が必要と認める以下の書類
・位置図 ・現状平面図 ・案内図（現況図） ・土地利用計画図
・周辺住民、利害関係者への周知実施状況報告書
※②はいずれも土地利用計画承認申請書類の写し
※土地利用計画図はモジュール配置がわかるもの

【申請・届出】

必要に応じて事前に提出
土地利用計画承認申請
景観条例に係る届出 等

意見提出

意見なし

意見あり

【見解書提出】

再意見提出

意見なし

意見あり

【再見解書提出】

市長の同意

改善通知

市長の不同意

【改善内容の提示】（第7号様式）

土地利用計画の承認

必要に応じて
農地転用の申請、許可

【事業の着手】

60日以上前

14日以内
意見受付

7日以内
意見あり

7日以内
意見受付

7日以内
意見あり